

平成31年(ワ)第7175号、第10285号、令和元年(ワ)第20045号 損害賠償請求事件

原告 【閲覧制限】

被告 学校法人東京医科大学

## 第2準備書面

令和元年9月30日

東京地方裁判所民事第25部甲B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

田辺 克彦



同

加野 理代



同

鈴木 翼



同

田中 瑛生



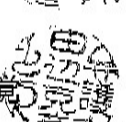
同

桑原 博



同

時田 寛



第1 令和元年（ワ）第20045号事件における請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告37の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告37の負担とする。

との判決を求める。

第2 令和元年（ワ）第20045号事件における請求の原因に対する認否

- 1 「第1 当事者」について  
認める。なお、原告が受験した平成26年度入試は、一般入試である。
- 2 「第2 本件入学試験の実施状況等」について  
認める。
- 3 「第3 被告が入学試験において行った『属性調整』」について  
認める。

4 「第4 被告の不法行為」について

原告37の主張は、平成31年（ワ）第7175号事件訴状第4と同様であるため、被告の認否も、被告第1準備書面第1.4と同様である。

（ただし、平成31年（ワ）第7175号事件訴状における脚注1ないし3は、本件訴状では脚注2ないし4にそれぞれ該当している。）

5 「第5 被告の不法行為による損害」について

(1) 「1 受験慰謝料」について

ア 「(1)ないし(3)」について

不知。評価は争う。

イ 「(4)」について

争う。

ウ 「(5)」について

募集要項の引用部分につき、本学医学部医学科の学生募集要項（乙

1) に原告ら主張の記載があることについて認め、その余は争う。

エ 「(6) について」

不知。評価は争う。

オ 「(7) について」

争う。

カ 「(8) について」

(8) のうち、被告が平成29年度及び平成30年度の入学試験について追加合否判定を実施したことは認め、その余は否認ないし争う。

キ 「(9)」について

否認ないし争う。被告第1準備書面第3.1記載のとおり、平成25年度ないし平成28年度入試において、「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった受験生」に対して補償を提案し、既に補償を行っている者もいる。

ク 「(10)」について

(10) のうち、被告が適切な是正措置を講じないことについて否認ないし争う。その余は知らないし争う。

ケ 「(11)」について

(11) のうち、医学部が一般的な他の学部比べて数が少ないことは認め、その余は争う。

コ 「(12)」について

争う。

(2) 「2 入学検定料、交通費」について

ア 「(1)」について

原告37が、平成26年度一般入試における入学検定料を支出した

ことは認める。交通費の支出については不知。

イ 「(2)」及び「(3)」について  
争う。

(3) 「3 不合格慰謝料」について

ア 「(1)」ないし「(4)」について  
認める。

イ 「(5)」について

原告37が、「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった受験生」(被告第1準備書面第3.1)であるという限度で認め、その余は争う。

なお、原告37に関する被告の主張は、被告第1準備書面第3.4(2)における原告12(「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった受験生」)に関する主張と同様である。

ウ 「(6)」について  
争う。

6 「第6 まとめ」について  
争う。

7 「第7 求釈明」について

(1) 「1」について

第三者委員会調査報告書別紙の新合格者名簿に基づく原告37の成績、順位等を乙18として提出する。

(2) 「2」について

被告第1準備書面第4.4と同様である。

以上